一般社団法人 日本損害保険協会 御中

金融庁監督局保険課長 池田賢志

新型コロナウイルス感染症に関する 神奈川県「自主療養届出システム」を活用した自主療養者への対応について (要請)

神奈川県(以下「本県」という)においては、医療機関、保健所業務のひっ追が極めて深刻な状況にあることを踏まえ、感染の疑いがある方が、市販の抗原検査キット等により陽性反応が出た場合に、医療機関の受診や保健所による療養支援を要さずに療養を開始する「自主療養届出システム(以下「本システム」という)」を新たに導入している。

今般、別紙のとおり、神奈川県知事より、本システムの利用者について、民間保険会社の保険金請求が可能となるよう要望を受けたところ。

本県の説明によれば、本システムは、厚生労働省の事務連絡やアドバイザリーボードでの専門家提言等を参考に、神奈川県感染症対策協議会の承認を得て、医師の監修・監督の下で構築された非常時の新型コロナウイルス罹患者に対する療養管理体制であり、

- ・自主療養届出の受付時に本県職員が画像をチェックし、陽性判定者以外の受理 が行われないよう措置されている
- ・抗原検査キットの陽性画像等の自己検査結果の提出・審査を必要とし、医師の 診断時の陽性患者申告に近しい基礎情報が収集されている
- ・SNS や電話 (AI コール) による日々の健康観察や常時医師の対応ができる窓口を設置し、状況に応じて医師が適切な対応を実施している
- ・本システムの利用者を対象に神奈川県より独自の療養証明書が発行される見込 みである

ことなどを踏まえると、現在、新型コロナウイルス感染症にかかる柔軟な保険約款の解釈・適用として損害保険会社各社が実施している「みなし入院(※)」の取り扱いに含めることが可能であると考える。

※ 医師の診断により自宅療養等を行う場合であっても保険約款における入院とみなして取り扱う対応

貴協会におかれては、今後、損害保険会社において、上記の趣旨を踏まえた適切な対応の検討がなされるよう、会員各社に周知いただくようお願いしたい。

令和4年2月9日

内閣府特命担当大臣(金融) 鈴木 俊一 様

新型コロナウイルス神奈川県対策本部 本部長神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

現在、神奈川県においても、新規感染者が約9,000人に上るなど、新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るっており、これに伴い、医療機関と保健所業務のひっ追が極めて深刻な状況を迎えています。

このオミクロン株は、若年者や基礎疾患がない方においては、重症化リスクは極めて低い一方で、高齢者や基礎疾患保有者などにとっては、依然として重症化リスクが高いものと考えています。

本県では、こうした状況を踏まえ、医療機関や保健所といった、県民のいのちを守る最前線の業務負担を軽減するとともに、オミクロン株の特性を踏まえて、保健医療提供体制を高齢者等のリスクの高い方に重点的に配分するため、新たに自主療養の仕組みを導入することとしました。

この仕組みは、感染の疑いがある方が、抗原検査キットによるセルフチェックで陽 性反応が出て、医療機関による診療や保健所による療養支援を要さずに療養を開始す ることを選択した方が、届け出を行い、自主療養届を発行できるものとなっています。

なお、この自主療養届については、令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の外来診療の対応について」に基づく対応となっており、政府の専門家会議である新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいても、推奨されている取組となっています。

一方、これを選択した場合は、医療機関を受診していないため、療養証明書が発行されず、現状では、民間保険会社の療養保険の請求ができない状況にあります。

そこで、特例的な対応として、この自主療養届を 10 日間の療養証明書と同等の取扱いとして、療養保険の請求を可能とするなど、現下の医療の危機的な状況を鑑みて、特段のご配慮を関係団体等に働きかけていただけるよう要望いたします。